

平成29年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約にかかる発注見通し

津山圏域衛生処理組合契約規則では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定めるシルバー人材センター等と随意契約を行う場合はあらかじめ発注見通しを公表するよう定めています。

発注見通し				
	契約の名称	契約内容	契約期間	契約相手方の選定基準
1	平成29年度津山圏域衛生処理センター及び緑水園文化体育館・公園内樹木剪定等業務	津山圏域衛生処理センター及び緑水園文化体育館・公園内の樹木の剪定等	契約日 ～ 平成30年3月31日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。